

認可外保育施設関係事務連絡会 (実施月：令和6年3月)	資料ツ
資料格納日：令和6年3月19日 動画公開期間：令和6年3月19日～令和6年9月30日	

令和6年度 浜松市保育士宿舎借り上げ 支援事業の要件等の見直しについて

<担当>

制度運営グループ	TEL : 457-2827
----------	----------------

<基本情報>

対象類型	法届出 対象施設	認証保育所	
		企業主導型保育事業	○
		その他の法届出対象施設（認証保育所・ 企業主導型保育事業・ベビーシッター以外）	
		ベビーシッター	
顧客児童限定 保育施設	その他の顧客児童限定保育施設 （ベビーシッター以外）		
	ベビーシッター		
通知の状況	有り	通知日	令和5年12月15日（金）
		通知方法	メール その他
	無し		
提出書類 の有無	全施設提出	提出期限	
	該当する施設のみ提出	提出方法	
	提出無し		

認定こども園・保育所
地域型保育事業
企業主導型保育事業

浜 こ 幼 号 外
令和5年12月15日

代表者様

浜松市こども家庭部幼児教育・保育課長 井川 宜彦

令和6年度浜松市保育士宿舎借り上げ支援事業の要件等の見直しについて

日ごろ、幼児教育・保育行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、浜松市保育士宿舎借り上げ支援事業について、令和5年度11月補正予算の成立により、本市としては令和6年度の事業を実施していくこととしますのでお知らせします。

また、下記のとおり、令和6年度から要件等の見直しを予定しております。事業者様におかれましては、見直し内容についてご確認いただき、円滑な事業の実施に御協力賜りますようお願いいたします。

記

1 見直し内容（予定）

別添1～2のとおり

- ・別添1「令和6年度浜松市保育士宿舎借り上げ支援事業制度の概要について」
- ・別添2「令和6年度浜松市保育士宿舎借り上げ支援事業の要件等の見直しについて」

2 見直し内容適用時期

令和6年4月1日

3 備考

- ・今回お示しする事業概要は、令和5年12月15日時点のものです。
- ・現時点で、国の予算及び要綱が確定していないため、今後、補助基準額等を含む事業概要の変更等が生じる可能性があります。
- ・当該事業の予算措置は単年度毎に実施しているため、令和7年度以降の補助事業の実施を確約するものではありません。

浜松市こども家庭部幼児教育・保育課 制度運営グループ 担当：菅谷 TEL：053-457-2827 E-mail:youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp ※問い合わせの内容によっては、他の担当者を御案内いたします
--

別添 1

令和6年度浜松市保育士宿舎借り上げ支援事業制度の概要について

- この事業概要は、令和5年12月15日時点のものです。
- 現時点で、国の予算及び要綱が確定していないため、今後、補助基準額等を含む事業概要の変更等が生じる可能性があります。
- 当該事業の予算措置は単年度毎に実施しているため、令和7年度以降の補助事業の実施を確約するものではありません。

1 事業概要 ※下線箇所が令和5年度からの変更点

(1) 概要	保育士が働きやすい環境を整備し、就業継続及び離職防止を図るとともに、保育士の市外流出を防ぐことを目的として、事業者が借り上げた宿舎に保育士を入居させる場合に係る経費を補助
(2) 補助対象施設	市以外が設置又は実施する以下の施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園、保育所 ・ 地域型保育事業（小規模保育事業及び事業所内保育事業） ・ 企業主導型保育事業（<u>令和6年3月末</u>に補助対象となっている経過措置対象者のみ。最大<u>2年間</u>の経過措置あり。）
(3) 補助対象経費	賃借料、共益費、管理費 ※補助対象外経費の例 ：礼金、更新料、敷金、駐車場代、水道・光熱費、セキュリティサービス料、ゴミ回収費、自治会費、事務手数料 等 ※保育士が賃借料、共益費、管理費の一部を負担する場合は、当該金額を補助対象経費から差し引く
(4) 補助事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市税を完納していること ・ 補助対象施設を設置又は実施していること ・ 補助対象宿舎に係る賃貸借契約を締結していること ・ 補助事業者が自ら賃借料等を負担していること
(5) 補助対象宿舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浜松市内に所在していること ・ 補助事業者の役員及び補助事業者の従業員並びにそれらの親族その他利害関係者が所有するものではないこと ・ 賃貸借契約における有効な契約期間内であること

別添1

(6) 補助対象保育士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象施設に現に勤務する保育士（保育士としてみなされる保健師、看護師又は准看護師は1施設あたり1人に限る）であること ・ 補助対象宿舎に居住し、補助対象宿舎の住所に住民票があること（平成24年度以前に補助事業者が借り上げる補助対象宿舎に入居している者を除く。） ・ 本人及び同居者が住居手当その他これに類する手当を受けていないこと ・ 当該施設において月120時間以上勤務する常勤職員であること ・ 正規雇用されていること <p>※非正規雇用の場合は、<u>令和6年</u>3月末日時点で補助対象保育士であった者に限り、最大<u>2年間</u>の経過措置あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 採用された日から<u>6年以内</u>の者であること <p>※採用された日から6年を超える場合は、<u>令和6年</u>3月末日時点で補助対象保育士であった者に限り、経過措置あり</p>
(7)1 施設あたりの補助対象保育士の上限人数設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1施設における1月あたりの補助対象保育士の上限人数について、2・3号認定の定員20人につき1人とする（小数点以下切捨て） ・ 上限人数を超過する場合は、新規の申し出の受付を行わない <p>※算出された人数が3人を下回る場合は3人とする</p> <p>※認定こども園、保育所、地域型保育事業のみ適用</p> <p>※上限人数に達している場合は、<u>令和6年</u>3月末日時点で補助対象保育士であった者で引き続き同一施設に勤務する場合に限り、経過措置あり</p>
(8) 補助金の算定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率：補助対象経費の3/4（1,000円未満切り捨て） ・ 補助基準額：月額56,000円（一戸あたり） <p>※令和2年3月末日に補助対象保育士で現在に至るまで引き続き補助対象保育士である場合で、令和3年3月末日に居住していた補助対象宿舎に継続して現に居住している場合は、採用5年目までは経過措置あり（補助基準額：月額82,000円）</p> <p>※経過措置による、補助基準額82,000円の補助対象保育士が、月の途中で5年目を満了すること又は補助対象宿舎を変更することにより、補助基準額が56,000円に変更となる場合は、変更が生じる月の前月及び翌月の補助基準額を比較していずれか低い方の額を当該変更が生じる月の補助基準額とする（日割り計算は行わない）</p>
(9) 補助対象期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月単位とする ・ 月の途中から要件を満たした場合又は月の途中で要件を満たさなくなった場合は、その月は補助対象外とする ・ 補助対象期間中に転居又は契約更新等によって補助対象経費が変更となる場合で、かつ、その変更が月途中であった場合は、補助対象経費及び補助対象経費の実支出額は転居日等に応じた日割り計算を行う

別添1

(10) 事業実施申出書の提出	<p>・次の場合には、必要な書類を添付して、別に定める日までに提出</p> <p>① 新規に実施するとき</p> <p>② 経過措置が適用されるものとして、前年度から継続して実施するとき</p> <p>③ ①又は②により事業実施申出書を既に提出している場合であって、補助対象保育士が同一法人又は系列法人の他施設へ異動となり継続して実施するとき</p> <p>※別に定める日を経過してから提出した場合は、本来の補助対象開始月の翌月以降からの補助対象とする</p>
(11) 変更届の提出	<p>補助対象宿舍、補助対象経費又は補助対象経費の実支出額が変更になった場合は、変更届に必要な書類を添付して、別に定める日までに提出</p>
(12) 補助対象保育士の考え方	<p>次のA及びBに該当する保育士を当該事業の補助対象として想定する</p> <p>A 次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規に採用する者 ・市外から市内に転入する者 ・実家が離れている等の理由で通勤に時間を要する者 <p>B 主たる生計者である者</p> <p>※市としての基本的な考え方を示すものであり、補助金の交付にあたっての条件となるものではないことから、事業者の実情において適用の有無を判断して差し支えない</p>
(13) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象宿舍の変更を予定する場合は、あらかじめ市と協議すること ・以下に掲げる全ての事項を遵守すること <p>①本事業の活用により、保育士の給与水準を低下させてはならないこと。ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が変動した場合についてはこの限りでない。</p> <p>②保育士が適切に居住し、勤務が継続するよう努めること。</p> <p>③事業終了後も保育士の就業継続に努めること。</p>

2 今後のスケジュール

時期	内容
令和6年3月下旬	令和6年度市・国予算成立 市要綱・マニュアルの発出 事業実施申出書・変更届の様式を送付 事業実施申出書・変更届の提出期限を案内

別添 2

令和6年度浜松市保育士宿舎借り上げ支援事業の要件等の見直しについて

- この事業概要は、令和5年12月15日時点のものです。
- 現時点で、国の予算及び要綱が確定していないため、今後、補助基準額等を含む事業概要の変更等が生じる可能性があります。
- 当該事業の予算措置は単年度毎に実施しているため、令和7年度以降の補助事業の実施を確約するものではありません。

1 令和6年度の見直しの概要

(1) 要件の見直しに関するもの ※下線箇所が令和5年度からの変更点

区分	令和5年度	令和6年度
新規で実施する補助対象保育士の採用後年数	採用された日から起算して、 <u>7年以内</u>	採用された日から起算して、 <u>6年以内</u>

(2) その他のもの ※下線箇所が令和5年度からの変更点

区分	令和5年度	令和6年度
事業実施 申出書の 提出	次のいずれかに該当する場合に提出 ・新規に実施するとき ・前年度から継続して実施するとき	次のいずれかに該当する場合に提出 ・新規に実施するとき ・前年度から継続して実施するとき ・ <u>補助対象保育士が同一法人又は系列法人の他施設へ異動となり継続して実施するとき</u>
変更届の 提出	以下のいずれかが変更となった場合に提出 ・補助対象宿舎 ・ <u>補助対象保育士</u> ・補助対象経費 ・ <u>補助対象保育士の勤務する施設</u>	転居又は契約更新等に伴い、以下のいずれかが変更となった場合に提出 ・補助対象宿舎（例：転居） ・補助対象経費（例：賃借料の変更） ・ <u>補助対象経費の実支出額（例：保育士負担額の変更）</u>
事業実施 申出書や 変更届の 提出時期	<事業実施申出書> ・新規に実施するとき… <u>補助を受けたい月の末日まで</u> ・前年度から継続するとき… <u>4月末日まで</u> <変更届> ・ <u>変更の生じた日の属する月の末日まで</u>	<事業実施申出書・変更届> <u>概ね2か月ごと、1年度を6期に分けて提出</u>
運用上の 取扱い	-	要綱等で明記がされていなかった運用上の取扱い等を明確化する
様式	-	上記の要件の見直しに伴うものなど、必要な改正を行う